

石綿含有外壁仕上塗材の集塵機付きディスクグラインダーケレン工法による試験施工

対象箇所

一般事項

- 既設石綿含有外壁仕上塗材を剥離剤によって除去する場合は事前に試験施工を行うこと。
- 試験施工は石綿含有吹付材除去（レベル1）として扱う。
- 本試験施工は、関係法令を遵守して行うこと。また特に石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」という。）、特別化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）を遵守し行うこと。
- 石綿繊維の飛散による大気汚染の防止を図ること。また、除去後の二次汚染を防止すること。
- 作業にあたっては、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則の安全規定を遵守すること。
- 建築物等の解体等の作業を行うときは、府条例第40条の3第4項により調査結果の表示を行うこと。
- 石綿が使用されている建築物等の解体等をおこなうときは、石綿則第4条による作業計画を作成すること。
- 石綿則第19条により「石綿作業主任者」を選任すること。その選任にあたっては、特化則第51条による「特定化学物質等作業主任者技能講習」終了者とする。
- 石綿が使用されている建築物等の解体等作業に従事する者は、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診（6ヶ月以内）し、診断結果が無所見とする。
- 石綿が使用されている建築物の解体等の作業に従事する労働者に石綿則第27条による特別教育を行い、その終了証の写しを提出すること。
- 石綿則第7条、第15条により石綿含有建材を使用した建築物の解体等を行うときは、関係者以外の立入禁止等表示を行う。

仮設工事

- 試験施工に際し、当該部分を単管で骨組の上プラスチックシート等で隔離養生を行い、周辺環境へのアスベスト飛散を防止し安全対策に努めること。
- 現場状況により、施工箇所以外への石綿汚染を防止するため、石綿除去部分とそれ以外をビニールシートまたは、ポリエチレンシート（床は0.15mm以上かつ二重、壁は0.1mm以上、重ね幅はそれぞれ300mm以上）により隔離すること。特に、開口部やガラリ等から外部へ飛散しないよう厳重に注意し養生を行い、除去する室内を減圧状態に保つこと。（換気回数4回/時間）
- 隔離した作業場へ作業員の出入りによる石綿飛散防止のため、セキュリティゾーンを設置すること。
- 屋外に面する壁及び屋根はフラットパネルにより雨風対策を行うこと。
- 事前の清掃は、HEPAフィルター（超高性能エアフィルター）付の真空掃除機等で十分行うこと。次に、養生箇所に直接飛散防止剤等を噴霧する等の措置を行い湿潤化する。石綿含有吹付材の除去完了後、仕上げ清掃はHEPAフィルター付の真空掃除機等で行うこと。
- 作業場までの搬入経路は養生を行い、養生撤去後は真空掃除機等で清掃を行うこと。

試験施工

- 施工業者は（一財）日本建築センターの技術審査証明を有する工法の施工業者で過去1年間の施工実績を有すること。技術審査証明を有する業者は、自社の責任において除去工事の管理を行い、処理技術について責任施工とする。
- 除去工事施工業者より石綿則第19条の「石綿作業主任者」を選任して工事を行うこと。また、石綿作業主任者選任にあたっては、特化則第51条による特定化学物質等作業主任者技能講習終了者とする。
- 施工に先立ち、事前に施工調査等を実施し監督職員へ報告すること。
- 除去された石綿は、その都度ビニール袋等に入れ、完全に密封したうえで再度ビニール袋等で二重に包み、「石綿」である旨の表示を行うこと。（石綿の付着したプラスチックシート・保護具等も含む）
- 機械解体作業は吹付けアスベスト面に飛散抑制剤等を噴霧し、周辺環境へのアスベスト飛散防止対策を行った後、機械の解体作業に着手すること。
- 飛散防止剤等を噴霧後、HEPAフィルター（超高性能エアフィルター）付の真空掃除機等で機械、床等の事前清掃を行うこと。
- 機械解体作業を行う作業員は、呼吸用保護具を着用すること。また作業中の衣服は、それ以外の時と区別すること。
- 設備機器撤去作業中にテリ・ホコリ等が外部へ飛散しないように。開口部はプラスチックシートで養生をすること。

集塵機付きディスクグラインダーケレン工法による試験施工

対象箇所

一般事項

- 石綿含有吹付材除去面以外の部分については、作業終了後、全面真空掃除機により清掃を行った後、サッシ等必要に応じて拭き掃除を行うこと。
- 試験施工は、集塵機付きディスクグラインダーケレン工法により行い除去範囲は0.5㎡程度とする。なお、上記にて除去できない箇所は集塵装置併用手工具ケレンにて施工するものとする。
- 試験施工仮設位置は仮設図計画図のとおりとし試験箇所は監督職員の指示による。
- 本施工については、右記の「石綿含有外壁仕上塗材除去工事」を遵守し行うこと。

廃棄物の保管

- 石綿廃棄物は出来る限り速やかに運搬、処分すること。
- 除去した石綿等を搬出するまでの一時保管場所については監督職員と協議の上、決定すること。また一時保管する場合には、廃棄物処理法に基づき周囲に囲いを設け、シートで覆う等を行い、飛散を防止すること。
- 一時保管をする場合には、アスベスト廃棄物の保管場所である旨及びその他産業廃棄物の種類等必要事項を表示した掲示板（縦横60cm以上）を設置すること。

廃棄物の処理

- 排出事業者は廃棄物処理法により「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格を有するものを選任し、管理させること。
- 石綿廃棄物の処理に関しては、昭和62年10月26日付環境庁及び厚生省連名による通達環水企第317号、衛産第34号並びに厚生省通達衛産第35号に基づき適正に行うこと。また、廃棄物の処理は、都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者及び廃棄物処理場（三重中央開発（株）、（株）環境保全センター、大阪港広域臨海環境整備センター、または監督職員が石綿含有建材を適正に処理できると認められた処理場とする。）で適正に最終処分すること。
- 除去された石綿の運搬は、一般廃棄物と分別し運搬車両の荷台に廃棄物等を包み込むよう覆いを掛け、最終処分場まで直送すること。また現場から最終処分場までの追跡調査を行い写真等により監督職員に報告を行うこと。
- 本工事セキュリティールームを通り排出される産業廃棄物については、全て特別管理型産業廃棄物として処理するものとする。
- 除去された石綿の搬出を行ったときは産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

粉塵濃度測定

- 養生範囲（養生範囲が分かっている場合はその区画ごとに）で粉塵濃度測定を行い、報告書を2部提出する。測定点の位置は監督職員の指示によること。
- 粉塵濃度測定は、受注業者以外の専門測定機関等に委託すること。測定機関等については都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とし、かつ日本作業環境測定協会の石綿分析に係るクロスチェック事業Aランクの評価を受けている機関とする。
- 石綿粉塵濃度測定における計数分析は、第1号登録の第1種作業環境測定士が行うものとする。
- 粉塵濃度測定区分

測定時期	測定場所	測定点（各施工区画）
処理作業前	処理作業室内	1点（+1箇所）
処理作業中	処理作業室内	1点（+1箇所）
	集塵・排気装置の排出口	1点（+1箇所）
処理作業後	処理作業室内	1点（+1箇所）

集塵機付きディスクグラインダーケレン工法による試験施工

対象箇所

一般事項

- 本解体工事は、関係法令を遵守して行うこと。また特に石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」という。）、特別化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）を遵守し行うこと。
- 石綿繊維の飛散による大気汚染の防止を図ること。また、除去後の二次汚染を防止すること。
- 作業にあたっては、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則の安全規定を遵守すること。
- 建築物等の解体等の作業を行うときは、府条例第40条の3第4項により調査結果の表示を行うこと。
- 石綿が使用されている建築物等の解体等をおこなうときは、石綿則第4条による作業計画を作成すること。
- 石綿則第19条により「石綿作業主任者」を選任すること。その選任にあたっては、特化則第51条による「特定化学物質等作業主任者技能講習」終了者とする。
- 石綿が使用されている建築物等の解体等作業に従事する者は、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診（6ヶ月以内）し、診断結果が無所見とする。
- 石綿則第13条により石綿含有建材の解体等を行うときは、散水などにより、湿潤化を行うこと。
- 石綿則第14条による石綿含有建材の解体等を行うときは、工事管理区分「レベル3」とし、適合した呼吸用保護具等の装着、及び使い捨て保護衣の着用をすること。
- 石綿が使用されている建築物の解体等の作業に従事する労働者に石綿則第27条による特別教育を行い、その終了証の写しを提出すること。
- 石綿則第7条、第15条により石綿含有建材を使用した建築物の解体等を行うときは、関係者以外の立入禁止等表示を行う。
- 特記無き事項については「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」（国立研究開発法人建築研究所・日本建築仕上材工業会）に基づき、適正処理を行うこと。

仮設工事

- 解体工事に際し、当該部分をプラスチックシート等で囲い、周辺環境へのアスベスト飛散を防止し安全対策に努めること。なお、建物等の養生はその高さより高く行うこと。
- 現場状況により、施工箇所以外への石綿汚染を防止するため、石綿除去部分とそれ以外をビニールシートまたは、ポリエチレンシート（床は0.15mm以上かつ二重、壁は0.1mm以上、重ね幅はそれぞれ300mm以上）により隔離すること。
- 外部の隔離については、足場等の内側にシート養生を行い、上部も、ビニールシートまたはポリエチレンシート二重により隔離すること。
- 事前の清掃は、HEPAフィルター（超高性能エアフィルター）付の真空掃除機等で十分行うこと。
- 石綿含有外壁仕上塗材の除去完了後、仕上げ清掃はHEPAフィルター付真空掃除機等で行うこと。
- 足場の最上段には雨対策のため、フラットパネルによる屋根を設置すること。出隅、入隅はガルバリウム鋼板を加工し、フラットパネルにビス留めすること。

除去工事

- 石綿含有外壁仕上塗材の除去は、石綿を含まない外装材及び外部建具等の撤去にさきかて行う。
- 建具や端部のシール材を除去する部分は、石綿除去と同時に除去すること。

集塵機付きディスクグラインダーケレン工法による試験施工

対象箇所

一般事項

- 石綿含有外壁仕上塗材の除去は、集塵機付きディスクグラインダーケレン工法を原則とし、除去できない箇所は集塵装置併用手工具ケレン工法とする。
- 除去された石綿は、その都度ビニール袋等に入れ、完全に密封したうえで再度ビニール袋等で二重に包み、「石綿」である旨の表示を行うこと。（石綿の付着したプラスチックシート・保護具等も含む）
- 施工業者は（一財）日本建築センターの技術審査証明を有する工法の施工業者で過去1年間の施工実績を有すること。技術審査証明を有する業者は、自社の責任において除去工事の管理を行い、処理技術について責任施工とする。

廃棄物の保管

- 石綿廃棄物は出来る限り速やかに運搬、処分すること。
- 除去した石綿等を搬出するまでの一時保管場所については監督職員と協議の上、決定すること。また一時保管する場合には、廃棄物処理法に基づき周囲に囲いを設け、シートで覆う等を行い、飛散を防止すること。
- 一時保管をする場合には、アスベスト廃棄物の保管場所である旨及びその他産業廃棄物の種類等必要事項を表示した掲示板（縦横60cm以上）を設置すること。

廃棄物の処理

- 排出事業者は廃棄物処理法により「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格を有するものを選任し、管理させること。
- 石綿廃棄物の処理に関しては、昭和62年10月26日付環境庁及び厚生省連名による通達環水企第317号、衛産第34号並びに厚生省通達衛産第35号に基づき適正に行うこと。また、廃棄物の処理は、都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者及び廃棄物処理場（三重中央開発（株）、（株）環境保全センター、大阪港広域臨海環境整備センター、または監督職員が石綿含有建材を適正に処理できると認められた処理場とする。）で適正に最終処分すること。
- 除去された石綿の運搬は、一般廃棄物と分別し運搬車両の荷台に廃棄物等を包み込むよう覆いを掛け、最終処分場まで直送すること。また現場から最終処分場までの追跡調査を行い写真等により監督職員に報告を行うこと。
- 除去された石綿の搬出を行ったときは産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。
- 本工事エリアより排出される産業廃棄物については、全て特別管理型産業廃棄物として処理するものとする。

粉塵濃度測定

- 粉塵濃度測定は、受注業者以外の専門測定機関等に委託すること。測定機関等については都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とし、かつ日本作業環境測定協会の石綿分析に係るクロスチェック事業Aランクの評価を受けている機関とする。
- 石綿粉塵濃度測定における計数分析は、第1号登録の第1種作業環境測定士が行うものとする。
- 養生範囲（養生範囲が分かっている場合はその区画ごとに）で石綿除去作業前、作業後、各1方向1点及び作業中4方向各1点で粉塵濃度測定を行い、報告書を2部提出する。測定点の位置は監督職員の指示によること。
- 事後濃度測定は、石綿搬出等作業を終了し、現場の清掃を行い、除去等した石綿廃棄物を場外に搬出した後に測定を行うこと。
- 粉塵濃度測定区分

測定時期	測定場所	測定点（×施工区画）
処理作業前	施工区画周辺	1点（1区画）
処理作業中	施工区画周辺	4点（4方向各1点×1区画）
処理作業後	施工区画周辺	1点（1区画）

その他

- 石綿含有外壁仕上塗材面に足場の壁つなぎ等（設備工事支持金物、コア抜き含む）取付けの際は、粉塵が周囲へ飛散しないよう湿潤、集塵機等の対策を行い、作業は防護マスク（レベル3対応）を着用すること。

試験施工一隔離養生計画図（参考図）

